

東徳島医療センター受託研究事務局規程

(目的)

第1条 東徳島医療センターにおける国及びそれに準ずる者以外から委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）の円滑な実施を図るため受託研究事務局を設置する。

(事務局の構成員)

第2条 受託研究事務局は、事務局長、事務局員をもって構成する。

- 一 構成員は院長が指名する。
- 二 事務局長は薬剤部長の職をもってあて、若干の事務職員等を置くことができる。

(事務局の業務)

第3条 受託研究事務局の業務は、「東徳島医療センターにおける企業主導治験に係る標準業務手順書」による。ただし、人事関係等については管理課、契約の出納及び被験者負担軽減費の支払等については企画課が担当するものとする。

附則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
平成22年10月 1日一部改正
平成26年 9月 1日一部改正
平成27年 4月 1日一部改正